マンションの建替えや

敷地売却をお考え ご相談ください!



まずはお電話でご相談ください!

受付:10時~17時 (土日祝休日・年末年始は除く)

まいる 0570-016-1



級建築士の相談員が 電話でお答えします。

ナビダイヤルの通話料 はかかります。

※固定電話であれば、全国 どこからでも3分8.5円 (税別)で通話することが できます。PHSや一部の IP電話からはつながり ませんので、その場合は 03-3556-5147におか けください。

Step 2 弁護士・建築士等の専門家

による対面相談も **無料**で受けられます。

これまでのマンション建替えの実施状況

平成28年4月時点の累計で、全国に227件のマンション建替えの実績が あり、25件以上が建替え事業を実施・検討中です。

建替えの実施状況は国土交通省のホームページをご覧ください。↓

http://www.mlit.go.ip/common/001140059.pdf

敷地売却事業の相談も徐々に出てきています。



この度の改正により、「マンション敷地売却制度」と「容積率の緩和特例」が創設され、マンションの再生に選択肢が広がりました。 マンション建替法の詳細はこちら▶http://tatekae-mansion.jp

改正の目的・背景

南海トラフ巨大地震や首都直下地震など巨大地震の発生に備え、生命・身体の保護の観点から、 耐震性不足のマンションの耐震化が喫緊の課題となっております。

住まいるダイヤルは、国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口[(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター]です。一級建築士の資格を持ち、住宅に関する 広い知識を備えた相談員が、専門的な見地からアドバイスします。マンションの建替えやマンション敷地売却等についてのご相談にお答えします。安心してご利用ください。 また、マンションの建替えやマンション敷地売却等についての法律や制度等に関する専門的な相談が必要な場合は各都道府県にある弁護士会で無料の対面相談を受けること ができます。ご利用いただける方はマンションの建替えやマンション敷地売却等に関係する管理組合、区分所有者等の方で、デベロッパー等事業者の方はご利用いただけません。 ※相談内容に応じて専門の機関をご紹介させて頂く場合もあります。 ※体制が整った弁護士会から順次実施します。

発行/マンション建替法広報事務局 国土交通省 マンション政策 検索

